18648　2―{[4―（2―メトキシエトキシ）―2―ニトロフェニル]ヒドラゾノ}プロパン酸エチル　4―(7)―2294
18649　22β―メトキシオレアナ―12―エン―3β，24―ジオール　7―(1)―801
18650　2―メトキシ酢酸＝1―{3―[N―（4，6―ジメトキシピリミジン―2―イル）カルバモイル]スルファモイル}ピリジン―2―イル　8―(2)―2269
18651　2―フルオロプロピル（E）―5―メトキシ―1―[4―（トリフルオロメチル）フェニル]ペンタン―1―オン　O―2―アミノエチルオキシム　4―(12)―863
18652　1―（2―メトキシフェニル）ピペラジン　8―(2)―2270
18653　1―（2―メトキシフェニル）ピペラジン＝塩酸塩　8―(2)―2271
18654　1―メトキシ―2―メチルプロパ―1―エン―1―イルオキシ（トリメチル）シランを開始剤とする（4―ニトロ安息香酸とメタクリル酸＝2，3―エポキシプロピルの反応生成物）・メタクリル酸＝2，3―エポキシプロピル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合物　9―2341
18655　N―メトキシメチル―N―メチルピロリジン―1―イウム＝テトラフルオロボラヌイド　8―(1)―3484
18656　硫化ニリチウムと五硫化二リンから得られるガラス状物質　1―(3)―373
18657　硫化ニリチウムと五硫化二リンから得られるガラスセラミック状物質　1―(3)―374
18658　硫酸パラジウム（II）　1―(3)―375
18659　リン酸＝二水素＝α―[1，3―ビス（メタクリロイルオキシ）プロパン―2―イル]ポリ[オキシカルボニル（ペンタメチレン）]―ω―イル　10―2473

○厚生労働省告示第百三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第六号の規定に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、平成二十二年三月三十一日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
一　入院中の患者以外の患者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「入院中の患者以外の患者」という。） イ　短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者 ロ　地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している患者	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　別表第一第1章第1部に規定する点数 二　別表第一第2章第1部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料 ロ　区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1 ハ　区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2 ニ　区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料 ホ　区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料 ヘ　区分番号B014に掲げる退院時薬剤情報管理指導料 三　別表第一第2章第2部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号C006に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 ロ　区分番号C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ハ　区分番号C009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料 ニ　区分番号C010に掲げる在宅患者連携指導料

	四　別表第一第2章第3部から第7部までに規定する点数 五　別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号I005に掲げる入院集団精神療法 ロ　区分番号I008に掲げる入院生活技能訓練療法 ハ　区分番号I011に掲げる精神科退院指導料 ニ　区分番号I011―2に掲げる精神科退院前訪問指導料 六　別表第一第2章第9部から第13部までに規定する点数 七　別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料 ロ　区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ハ　区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料 八　別表第三に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料
二　指定介護療養施設サービスを行う療養病床等（療養病床のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあっては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。）以外の病床に入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。）	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　別表第一第1章第2部に規定する点数 二　別表第一第2章に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号B005―3―2に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(II) ロ　区分番号B005―6―2に掲げるがん治療連携指導料 ハ　区分番号B005―7に掲げる認知症専門診断管理料 ニ　区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)（注10から注12までに掲げる場合に限る。） ホ　第2部に規定する点数 ヘ　区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法 ト　区分番号I003―2に掲げる認知療法・認知行動療法 三　別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号B006―3―2に掲げるがん治療連携指導料 ロ　区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ハ　区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料 ニ　区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料 四　別表第三区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料
三　次に掲げる患者 イ　介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者	次に掲げる療養 一　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の3のイの注9又はロの注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）